

経済センサス-活動調査
調査実施者 説明資料（その3）

2 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査は、「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」（平成22年12月17日付け府統委第154号）の「今後の課題」において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者における対応状況の適否等について、検討する必要がある。

- 事業所の売上金額に占める企業の内部取引額を把握することは、調査対象の負担を考慮すれば今回の活動調査において実施することは困難としても、今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。

a 「企業の内部取引額」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。
また、前回調査において、報告者に対して「企業の内部取引額」の定義や金額の評価方法について記入の手引や照会等でどのように説明したのか。

(回答)

- 1 例えば、製造業では同一企業内の部品工場から完成品組立工場への部品供給が企業内取引にあたる。
- 2 活動調査においては、経済の構造を全国的及び地域的に明らかにすることを目的としていることから、事業所単位に経済活動を把握することを原則としているため、この企業内取引を含めて把握、集計することになっている。
- 3 24年調査の説明内容については以下のとおりである。

用品名	業種	調査事項	説明内容
記入のしかた	製造業	「品目別製造品出荷額」	「自ら製造したものを同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したのも…も含まれます。」 「価額未定のまま事業所外に出荷した製品」「(市価に換算したうえで、消費税額を上乗せ)」
	医療・福祉、サービス関連産業B	「相手先別収入割合」	「本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引を行った場合の提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価)を記入してください。」
調査票	卸売業、小売業	「卸売販売額に占める本支店間移動の割合」	「本支店間移動とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。」

FAQより

製造業	Q: 当事業所が製造した部品を同じ企業の他事業所に送り、他事業所で完成品を製造している。出荷額が算出できないがどうすればよいか。	A: 貴事業所で製造しているのと同様の部品の市価で算出してください。特殊な部品・部材で、同等のものが市場に出回っていないため市価がない場合は、製品の原価(材料費+諸経費)にマージンを加えた、およその金額で算出してください。
-----	--	---

b 製造業の「企業の内部取引額」の概数について、前回調査に係る部会審議において、事業所調査票の製造品出荷額の集計値から企業調査票の売上高の集計値を差し引くことで求められるとしていたものが、把握困難であった具体的な理由は何か。

また、「卸売業、小売業」「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」の各調査票では、販売先の内訳として、企業の内部取引額の割合を把握しており、当該産業ではなぜ把握が可能なのか。

その他、製造業以外の「企業の内部取引額」の状況はどのようになっていたか。

(回答)

1 事業所調査票の製造品出荷額の集計値から企業調査票の売上高の集計値を差し引いた結果は参考資料8のとおりである（他産業を含む）。

売上高の差異について考えられるのは以下のとおりである。

① 企業売上が事業所売上を上回るケース（企業売上 > 事業所売上）

- ・事業所売上高が把握できないネットワーク型産業の事業所の存在
- ・事業所調査票の記入不備

② 企業売上が事業所売上を下回るケース（企業売上 < 事業所売上）

- ・企業の内部取引の存在
- ・企業調査票の記入不備

以上により、差異をすべて企業内取引とすることには問題がある状況であった。

2 参考資料8のとおり、傘下の事業所に事業所別の売上が把握できないネットワーク型産業の事業所がある場合などの要因により、ほとんどの産業において事業所調査票の集計値よりも企業調査票の集計値の方が大きくなることから、集計値の差し引きから内部取引を把握することは難しいと判断している。

3 24年調査に係る部会審議において指摘を受けている企業内取引の把握の可能性について、製造業への企業ヒアリングを実施した結果、29企業のうち、22企業が特掲して記入することは不可能と回答している。不可能と回答した主な理由は以下の通りである。

- ・企業の経理情報については本社でまとめて管理しているため、企業の売上として管理されていない事業所毎の企業の内部取引額を特掲して回答できない。
 - ・事業所毎に独立会計管理を行っていないので特掲して内部取引額を管理していない。
- など

上記理由からも新たに調査事項として企業内取引額を追加しても報告者から回答を得ることは難しいと判断している。

4 「卸売業」については、従来からの商業統計調査の調査事項である「販売先別割合」の一部を踏襲しているため、調査対象にも認知され記入いただいているものとする。なお、

本支店間移動の割合は3.9%となっている。

- 5 「サービス関連産業B」については、従来からのサービス業基本調査の調査事項を踏襲しており、「医療、福祉」についても同様である。なお、「相手先別収入割合」における同一企業内の状況は、「サービス関連産業B」は0.8%、「医療、福祉」は0.4%となっている。

c 「卸売業、小売業」「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」の各調査票では、販売先の内訳として、企業の内部取引額の割合を把握している。どのような目的で当該調査項目を把握しているのか。

また、上記以外の産業において、企業の内部取引額の売上（収入）金額に占める割合や金額を把握するニーズはないか。

(回答)

- 1 「卸売業」については、産業連関表作成において商業マージン額推計に使用している。
(本支店間移動分についてはマージンがかからないため、その部分を差し引いて推計している。)
- 2 「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」については、地方消費税の清算のために「相手先別収入割合」において「個人（一般消費者）」の割合を把握する必要があり、それに付随して「他の企業・団体」、「海外取引」、「同一企業内取引」の割合を把握しているものである。
- 3 調査事項の設定にあたっては、関係府省や地方公共団体に要望を確認しているが、他の産業では、企業の内部取引額の売上（収入）金額に占める割合や金額を把握するニーズは特段みられなかった。

d 前回答申における「今後の課題」への対応として、上記以外にどのような検討を行い、対応の可否を判断したのか。特に、企業の内部取引額の把握においては、企業と事業所を相互に結び付けて把握することが重要であると考えられる中で、今回、どのような検討を行ったのか。仮に、今回調査で「企業の内部取引額」を全産業において把握することとした場合、どのような問題点があるか。

(回答)

- 上記のとおり、企業調査票の集計値と事業所票の集計値から「企業の内部取引額」を把握することは困難であること、ヒアリングの結果から製造業などで新たに企業の内部取引額を把握することは困難であり、また、回収率・回答率の低下の懸念があることから、全産業の内部取引の把握は困難と考える。